



## 国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

### 東日本大震災により被災された国民年金被保険者・年金受給者の皆さまへ

#### 国民年金保険料の特例免除があります

- 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について概ね2分の1以上の損害を受けた人等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。(本人からの申請が困難な場合は委任状が必要です)
  - 特例免除の対象期間は平成23年2月分～平成23年6月分です。7月分以降は改めて申請が必要です。
  - 申請に必要な書類
    - ▷国民年金保険料免除・納付猶予申請書
    - ▷国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届書(被災地域によっては不要となるので、ご相談ください)
    - ▷代理の場合は委任状(任意の様式)
      - ・用紙は市役所または年金事務所にあります。
  - 申請期限 震災による特例免除は7月末日までに申請が必要です。
  - 申請先 住所地の市役所またはお近くの年金事務所(住民票を移さずに避難している人はお近くの市役所か年金事務所へご相談ください)
- ★現在保険料を口座振替している人で、被災により今後の保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止手続きが必要です。お近くの年金事務所でご相談ください。

#### 年金を受給している皆さまの現況届等の期限が延長されます

年金を受給している被災者の皆さまの各種届等の期限が延長されます。具体的な内容については、今後日本年金機構から連絡があり次第、広報あこうなどでお知らせいたします。

※東日本大震災により被災され、赤穂市へ避難された皆さまへ

年金に関するご相談は、被保険者は当市年金担当へ、年金を受給している人は姫路年金事務所へ、ご相談ください。

※被災され、年金について心配されている人が近くにおられましたら、市役所年金担当または年金事務所を案内くださいますようお願いいたします。

#### 問い合わせ・相談先

◆被災者専用フリーダイヤル 4月11日～9月30日  
月～金曜・午前9時～午後5時

☎0120・707・118

#### ◆姫路年金事務所

月～金曜・午前8時30分～午後5時15分

第2土曜・午前9時30分～午後4時

・被保険者の相談 ☎079・224・6382

・年金受給者の相談 ☎079・224・6385

#### ◆市民課年金担当

月～金曜・午前8時30分～午後6時

☎43・6820



## 介護保険相談室

介護福祉課 ☎ 43・6947

### ☑ 40歳になったのですが、介護保険の手続きは何か必要ですか？

**A** 40歳になると、自動的に介護保険の被保険者となりますので、加入のための手続きは不要です。

介護保険は、40歳以上のみなさんが、保険料を出しあい、介護が必要となったときに認定を受けて、介護サービスを利用する社会保障制度です。

被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳～64歳の第2号被保険者の2種類に分けられます。

40歳の誕生日の前日になると、自動的に介護保険の「第2号被保険者」となり、介護保険料は、加入している医療保険の健康保険料や国民健康保険税などとあわせて納めていただくこととなります。(保険料の額は、

加入している医療保険によって異なります)

また、介護や支援が必要となったときは、要介護認定を受けると介護保険のサービスを利用することができます。

ただし、第2号被保険者の人は、初老期における認知症や脳血管疾患など、16種類の老化が原因とされる病気(特定疾病)によって、介護が必要になった場合に限られます。

介護が必要となったときは、市役所、地域包括支援センター、お近くの在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等にご相談ください。